

平成22年 5月議会

(質問要旨)

1. 子供手当について
2. 就学援助について
3. 国旗掲揚について
4. 家庭教育について
5. 子供の学力について
6. 先生方のバックアップについて

【質問1】**子供手当の支給には厳格なチェックを！**

前回の質問でも指摘したが、子供が国外にいる外国人も子供手当の支給対象にしたことで波紋が広がっている。たとえば、今年4月には、兵庫県尼崎市に住む韓国人男性が、妻の母国・タイにある修道院と孤児院の子供と養子縁組をしていると説明し、554人分の子供手当、年間約8600万円を申請した。本市では、外国籍の方の申請がどれだけあったのか、非常識な申請はなかったか、をお答え下さい。

【答弁】

本市における外国人の申請については、平成22年(2010年)4月末現在で、児童手当から継続して子ども手当を受給する方183人、及び子ども手当として新規申請される方67人を加え、併せて250人となっている。また、いくつか示された他市で起こったような事例につきましては、今のところ本市では発生していない。

【質問2】**市内施設に国旗の掲揚を！**

学校で子供たちに国旗の取り扱いなどを指導する前に、大人である我々が範を示すべき。市の施設では大阪市に倣って国旗の掲揚を始めるべきと考えるが、市長の見解は。

【市長答弁】

国旗に対する愛着は、社会生活の中で自然と育まれ、自ずと国旗が掲揚されていくことが望ましいと考えている。公共施設への国旗掲揚については、本市における今日までの長年にわたる国旗掲揚の経過もあるので、慎重に対応していく。

【質問3】**学校の先生方のバックアップを。**

現在検討されている「教員人事権の移譲」や「教育条例の制定」を契機に、先生方の人選を厳格にする分、行政が先生方のバックアップ体制を固め、先生方の待遇や指導権限を改善し、指導力を高めてもらうことで、地域の信頼を今まで以上に高めていくというプラスのスパイラルを作り、結果として全国一の「教育都市吹田」を構想していったらどうか。阪口市長の見解は。

【市長答弁】

学校の教員が、地域の信頼のもとに、子どもたちの健やかな育ちと確かな学びを保障する、質の高い教育を提供できるよう、教育委員会と緊密な連携のもと、教員への必要なバックアップ体制を整えていきたい。

(質問全文)

吹田新選会、神谷宗幣、個人質問をさせていただきます。

通告3番と8番については、時間の都合上今回は割愛させていただきます。

まず、前回の質問から継続して子供手当についてお聞きします。

前回の質問で指摘した点ですが、子供が国外にいる外国人も支給対象にしたことで波紋が広がっています。

たとえば、東京都荒川区は人口約20万人のうち、1万5000人が外国人居住者で人口の約7%を占めており、同区役所は最近、子ども手当での受給を問い合わせる外国人への対応に苦慮しているということです。

また、4月22日には、兵庫県尼崎市に住む韓国人男性が、妻の母国・タイにある修道院と孤児院の子供と養子縁組をしていると説明し、554人分の子供手当、年間約8600万円を申請しました。

厚労省は粗雑な制度設計に気付いてか、急遽自治体宛てに『子供手当法における外国人に係わる事務取り扱いについて』という文書を送ったと仄聞しております。

本市では、外国籍の方の申請がどれだけあったのか、非常識な申請はなかったか、をお答え下さい。また、厚労省の指導に基づいてどんなガイドラインを設けているのかもお聞かせ下さい。

次に、前回の議会では就学援助の支給基準について見直しを要望し、「本市の厳しい財政状況を勘案し、検討していく」との答弁を頂いておりましたが、その後どのような検討がされたのかお聞かせ下さい。

また、就学援助の支給をうける保護者に対して、子育て講習を促すなどの施策が取れないか、文部科学省に法解釈を聞いて欲しいと要望しておりましたが、その後どのような回答がありましたか、お聞かせ下さい。

次に、国旗掲揚について質問いたします。

現在行われております上海万博の国家パビリオン「日本館」において、5月1日の開幕以来、国旗が掲揚されていなかったことが、メディアで取り上げられ議論となっております。結果としては政府の方針で5月19日より掲揚が開始されております。

自分の国に愛着と誇りを持つことは、国際人には欠かせない素養であり、それぞれの国を象徴する国旗に敬意をはらうことは、国際社会のマナーです。その基本として、自国の国旗を大切にするというを我々は共通認識として持っていかなばなりません。

私の育った福井県では、学校に入れば国旗の掲揚の仕方やたたみ方などを教わり、国旗を粗末に扱おうものなら、大人から酷く怒られました。そこでお聞きしますが、本市にお

いては、小中学校の行事などでの国旗を掲揚をする際、どのような指導をしているのでしょうか。

また、昨年12月議会では、市の施設のほとんどで国旗が掲揚されていない現状を指摘しておりました。その際にも申しましたが、大阪市は市の施設の国旗掲揚を積極的に進めていこうとしています。また、只今吹田市の議会運営協議会でも議場での国旗掲揚が話題に上り、各党派持ち帰って意見の集約をはかっているところであります。

そこで阪口市長にお聞きしますが、子供たちに国旗の取り扱いなどを指導する前に、大人である我々が範を示すべきであり、市の施設では大阪市に倣って国旗の掲揚を始めるべきと考えますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。御所見をお聞かせ下さい。

次に家庭教育に関連してお尋ねします。3月に会津若松市を訪問し、以前議会でも取上げた「あいづっこ宣言」の取り組みを視察してきました。

この取り組みは、青少年問題が増加・多様化する状況の中で子供たちがこんな子供に育ってほしい、大人もこういう人になろうという誓いを込めて、「人をいたわります」「ありがとうをいいます」といった6つの徳目を設けて地域ぐるみで子供たちに伝え、それを言う大人自身も襟を正そうというものです。また、市役所で詳しくお聞きするとこの取り組みの発展形として、ただ徳目を覚えるだけでなく、各家庭ごとに「あいづっこの仕事」と題したお手伝いのルール決めを設けてもらうといった形で行動に移し、それをコンテストで募集して市が表彰するなどの取り組みもされていました。

こうした取り組みを行っているのは、会津若松だけではなくありません。長岡市では「家庭でワクワクお手伝い」と題して、家庭ごとに子供に決められた仕事を与えることで、子供の自立心や家族との連帯感、コミュニケーション能力、生きる力をはぐくむ取り組みを進めています。

また、熊本県では平成17年に「くまもと家庭教育10か条」を策定し、家庭教育に携わる大人に向けた「9つの条文」を提案するとともに、各家庭ごとに「わが家の1か条」を付け加えてもらうという形で、親と子が共にルールをつくって守っていくことで、家庭教育力のレベルアップを図ろうと取り組まれています。

本市でも、こうした徳目の提示と家庭ごとのルール作りの啓発を進めていく形で、家庭・地域・学校が連携した教育を進めていくべきと考えますが、このような取り組みについて、教育委員の見解をお聞かせ下さい。

次に、子供の学力についてお聞きします。

ここ数年学力テストの結果の公表などを議会でも議論してまいりました。私たち吹田新選会は子供たちの学力の向上のため、結果の公表を要求してきたわけではありますが、その都度、市長や教育委員会から聞いてきた答弁は、結果の公表という形で学力のみを偏重す

るのではなく、「知・徳・体」のバランスの取れた教育を目指していきたいというものでした。この点、当然我々も同じ思いでありまして、あくまで知育の中の学力向上の一つの手法として学力テストの結果の公表を訴えてきたつもりなのですが、いつも議論は平行線をたどってきたように感じています。

そこでお聞きしますが、市長や教育委員会がいつもおっしゃる「知育・徳育・体育」の定義とその目的をお聞かせ下さい。また、この三つの教育の優先順位をいかがお考えなのか教育委員会の見解をお示し下さい。

また、この3つの中でも徳育、道徳教育については、前回の議会で会派の石川議員よりその充実を提案しております。先の質問と少し重複する点があるかと思いますが、吹田市が子供たちに重点的に伝えたいと考えている徳目を挙げて下さい。

さらに、会派の代表質問とも関連しますが、私の出身である福井県のある地域では、子供たちは中学2年の4月から1年かけて、ある人物について勉強し、「立志式」に臨みます。その人物とは、明治維新のときに活躍した福井出身の先人・橋本左内です。子供たちは彼の残した文章に解説を加えた教科書で学び、その言葉を体にしみつかせます。私は、こうした勉強こそが道徳であると考えます。つまり、優れた人の人格に学び、人間としていかに生きていけばいいのか、何を大切にすればいいのかを考えることが道徳の大切な勉強であると思うのです。

こうした学習を経て、子供たちは「立志式」を行います。志を立てるということは今風にいうと目標を持つことです。しかも、「夢」と「志」の違いは、前者が個人的な目標であることに比べて、後者はより大きく世のため人のためという、利他的な要素を含む点です。そんな「志」を立てることは、簡単ではありません。左内の考え方にそっていけば、まずは、「稚心を去る」こと。彼は、困難にぶつかった時に親の膝元で泣くような甘えた心を断って、幼稚な自分を切り捨てる覚悟を持つことを第一としています。次に振るえる気持ちと書いて「振気（しんき）」。「何かをやってみたい」という、おなかの底から沸いてくるような熱気、エネルギーをもたねば、志は立たないということです。

この二つのうえに、左内は初めて「立志」を掲げるのです。何に自分の生涯をかけるのかという目標設定です。その志が立ったのなら、直ちにそれに向かって学問に励む。これが本当の「勉学」であると、左内は後輩に教えてくれます。

会派の代表質問で提案した「立志式」は、道徳的な学びを経た後に、自分の人生をどう生きていくかを表明する格式ある機会の設定です。その答弁で「中学生の主張」が引き合いに出されたのは非常に遺憾でありました。こうした機会を設けて「勉学」をさせないから子供たちは目的の明確でない「塾通い」に疲れ、中学生になると個人の「夢」すら語らなくなってしまうのではないのでしょうか。

立志式まで行かなくとも、市内の小学校の6年生を対象に、1年かけて全ての児童が自分の夢をケーブルテレビなどを通じて人前で発表できるような企画を考え、子供たちに将来を考え、口に出すという機会を作ってはどうかと考えますが、このような提案について

の教育委員会の見解をお聞かせ下さい。

最後に学校の先生方のバックアップに関連して質問いたします。

「ネコの目で見守る子育て 学力・体力テスト日本一！福井県の教育のヒミツ」という著書があります。この本はそのタイトルのとおり、なぜ福井県は学力や体力が全国平均で上位に来るかを分析したものです。その理由がいくつもあげられているのですが、代表的なものをあげると、1つは、3世代同居が多く、おじいちゃん・おばあちゃんの教育力が活用できる。次に、価値観がシンプルで子供が悩まず、素直に生活をおくれる。また、大人に「教育を与えることが子供の幸せに繋がる」という意識が強い。そして、最後に福井の先生たちはみんなに尊敬されている、というものです。

今回強調したいのはこの最後のポイントです。福井でアンケートをとるとみんなが「学校の先生を褒める」のです。これはそのまま「公教育への信頼」に繋がります。また、全国学力テストと一緒に行われた先生達の指導に関するアンケートでは、福井は日本で一番宿題をだしているという結果が出ています。そして、子供たちはその宿題をしっかりとやってくるのです。なぜなら、大人が学校の先生を信頼しているから、家に帰っても親や祖父母が「宿題が終わってから遊びにいきなさい」と学校や先生のバックアップをしているからです。

塾に行く子の方が珍しい福井。だからこそ、学校の先生方は子供の教育を一身に背負っているという誇りをもって仕事に取り組めるのではないのでしょうか。

一度、吹田の先生方が地域からどう受け止められているか全市的な調査を行って、現場の意識改革かもしくは意識高揚に務めてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。見解をお示し下さい。

また、教師が保護者や地域の信頼を得るためには、俗に不適格教員と呼ばれるような人材に教育現場から退場してもらわねばなりません。そうしたことも考えて我々の会派は教育人事権の移譲を訴えているわけですが、権限の移譲を受ける前にできることとして、採用から半年間の試用期間の活用が考えられます。この点、吹田市ではどういった基準で判断をするのか、また、実際にこの制度を使用して人材の選択を行っているのかお聞かせ下さい。

また、先生方の現場指導の手助けも検討しなければなりません。先日、「将来的に国家を支えるエリート」は、どのような学校教育を受けているのか、世界30カ国、100校もの学校を取材し続けて「エリートの条件」という本をまとめた河添恵子さんにお会いしてきました。河添さんの指摘する日本の教育の問題点をいくつか挙げると、①日本では国家を意識し、国民としての自覚をもつ機会が少ない、②義務なき権利の主張が多く、努力をしない人が増えた、③子供に競争をさせない、④他の子供の学習の邪魔をするものを教室からつまみ出せない、といったものでした。

特に④に関して、アメリカのいくつかの州では、子供が授業中に騒いだら、先生が教室の電話で係りの人を呼んで教室からつまみ出せるシステムがあるそうです。

これは昔の日本で言う「廊下にたってなさい」の制度です。今では子供の学習権の侵害ということで、日本では認められない風潮が強いですが、この点はアメリカの例や昔の日本の方が健全で、人の邪魔をする者に学習権など保障する必要はなく、現場の先生方にはそうした児童生徒に制裁を加える権限をしっかりと与えてあげなければ、まっとうな指導ができません。

今取り組んでいる教員人事権の移譲や教育条例の制定を契機に、先生方の人選を厳格にする分、行政が先生方のバックアップ体制を固め、先生方の待遇や指導権限を改善し、指導力を高めてもらうことで、地域の信頼を今まで以上に高めていくという、プラスのスパイラルを作り、結果として全国一の「教育都市吹田」を構想していったらどうかと考えますが、この点に関する阪口市長の思いをお聞かせ下さい。

以上で1回目の質問を終わります。

(児童部長答弁)

児童部にいただきました子ども手当に関するご質問につきまして、お答え申し上げます。

本市における外国人の申請につきましては、平成22年(2010年)4月末現在で、児童手当から継続して子ども手当を受給する方183人、及び子ども手当として新規申請される方67人に加え、併せて250人となっております。また、いくつか示されました他市で起こったような事例につきましては、今のところ本市では発生しておりません。

次に、子ども手当の外国人に係る取扱いについてでございますが、平成22年(2010年)3月31日付けで厚生労働省より、子ども手当の外国人に係る事務の取扱いに関する通知が大阪府を通じてございました。

内容といたしましては、支給要件確認の厳格化、申立書など証明書類の統一化、第三者による翻訳書の添付、自治体から国への相談窓口の設置、不正に関する情報交換・提供などが挙げられております。支給要件の具体的な確認事項といたしましては、

- ◎年2回以上子どもと面会が行われていることを、パスポートにより確認すること
- ◎生活費等の送金が概ね4か月に1度は継続的に行われていることを、銀行の送金通知等により確認すること
- ◎来日前は親と子が同居していたことを書類等により確認すること

などが示されております。これらの確認事項を踏まえ、実際の事務手続きの際、手当の受給のみを目的として監護や生計関係の実質を備えないと疑われる事案については厳正に対応することとなっており、本市といたしましても、外国人に係る事務処理につきましては、このガイドラインに沿って厳正に処理しているところでございます。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

(学校教育部長答弁)

学校教育部にいただきました就学援助費についてのご質問にお答え申し上げます。

まず、「就学援助費の支給を受ける保護者に対して、子育て講習の受講を条件とすることは

きないか」とのご質問でございますが、この件につきましては、文部科学省初等中等教育局児童生徒課就学支援係に確認いたしましたところ、「就学援助費の認定基準や支給対象等については大阪府教育委員会の見解どおり市町村の判断で規定するものであるが、就学援助制度の趣旨に基づいて支給するものであり、支給目的以外の条件を付して実施している市町村はありません。」とのご回答をいただいたところでございます。

次に、就学援助費の基準の見直しにつきましては、本市の厳しい財政状況を十分に踏まえ、経済的理由によって、就学困難な児童及び生徒の保護者に対して、必要な援助をするという本来の支給目的の趣旨を勘案し、現在、教育委員会内部で検討しているところでございまして、今後、関係部局と協議の上、見直しを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

(教育総括監答弁)

学校教育部に頂きました数点のご質問にお答え致します。

はじめに、国旗を掲揚する際の指導についてですが、国際社会に生きる日本人としての自覚のもと、敬意を払うよう、入学式や卒業式などの行事の意義とともに指導しております。

次に、家庭教育に関して教育委員にとのことですが、はじめに学校教育部よりお答え致します。本市におきましても、道徳教育の内容項目については、教育活動全体を通して指導するとともに、家庭に対しても様々な機会をとらえて、啓発を行っております。給食指導を例にとっても、配膳から食事のあいさつ、片付けに至るまで、どの学校でも行われる子どもたちの大事な営みですが、各家庭でも行われてこそ教育効果が上がるものと考えております。中学校ブロックにおける、ABC運動や、長期休業前の生活点検表作りなど、各学校では家庭にも働きかけ、様々な実践を行っておりますが、今後も、子どもたちが基本的な生活習慣や社会常識を身につけ、個々の役割を果たす中で、自律心等を育む様々な取組について、家庭や地域に対して提案を行い協力を求めて参ります。

次に、「知育・徳育・体育」の定義とその目的についてですが、この言葉が示す意味内容は、学習指導要領の理念である「生きる力」の三要素「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」でもあり、子どもが将来にわたって、自己実現を図り、他者、社会、自然・環境とのかかわりの中で、共に生きることのできる力を育むことを目的にしております。

また、「知・徳・体」は、それぞれ優先順位をつけて考えられるものではなく、相互に関連しあいながら、「人間力」を形成する要素として高まり、人として成長をとげて行くものと捉えております。

次に、重点的な徳目についてですが、教育委員会と致しましては、学習指導要領に示される道徳教育の内容項目はすべてにわたり重要なものと捉え指導を行っておりますが、子どもへの伝え方については発達段階をふまえて重点化を図っております。特に、低学年では、あいさつなどの基本的な生活習慣や善悪の判断。中学年では、社会のきまりと協力や助け合う態度。高学年では、集団における役割と責任や社会の一員としての自覚などであり、各学校では子どもと向き合う中で、そこから勇気、礼儀、郷土愛など、子どもの成長、内面の課題にあわせて、重点的に伝え

るべき内容項目を取り上げて指導しております。

次に、小学校6年生を対象にした、自分の将来を表現する機会については、キャリア教育にもつながる取組事例と認識しております。未来を見据える力をもつことがキャリアであり、子どもたちには、現在を基点に自己を見つめ、よりよい方向に向かうポジティブな力を育成したいと願っております。現在も、卒業式における呼びかけやメイシアターを会場とした演劇祭、中学生の主張大会につながる各校の取組などが行われ、子どもたちが将来の自分や自分たちの生き方、在り方について語る活動については一層の充実と発表する場の設定について研究して参ります。

続いて、現場の意識改革につながる調査についてですが、本市におきましては、教育委員会として、一括して保護者・地域に向けた意識調査は実施しておりませんが、各校の取組や状況に合致した学校教育自己診断を全校において、平成19年度(2007年度)より毎年実施しております。そこで、保護者や児童生徒から寄せられた意見を受け止め、自らの教育活動を検証し、保護者、市民に理解され支持される学校づくりや教員の意識改革を図っております。

次に、新規採用教職員の条件附採用についてですが、本市においては、当該教職員の出勤状況や勤務態度、職場適応状態などを判断基準としており、配置校訪問や授業参観、校長ヒアリング等、あらゆる機会を通じて、適格性を見極めております。

現行法の下では、任命権を保有しない本市が単独で選択することはできませんが、制度の厳密な運用に向け、府・市相互の情報共有に努め、2年目以降もキャリアに応じた研修を行うなど、教職員の資質向上に取り組んでおります。

最後に、教員へのバックアップについて市長にとの事ですが、はじめに学校教育部よりお答え致します。

「教育は人なり」との言葉で示されるように、教員の指導力と誇りは、地域から信頼を得る公教育の基盤です。教育委員会としては、教員が専門性と指導力を高め自信と誇りをもって日々の教育活動に携わることができるよう、バックアップ体制について多面的な角度から考え、教育施策に反映して参りたいと考えております。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

(政策推進部長答弁)

市の施設の国旗掲揚に関しまして、市長にとのことですが、まず、政策推進部からお答え申し上げます。

新聞報道によりますと、大阪市では、平成21年度(2009年度)中に市の施設で開庁日などの国旗掲揚の完全実施を目指し、平成22年度(2010年度)からは小・中学校や高校などすべての市立学校(460校)で、入学式や卒業式などの行事だけでなく、平日にも国旗を掲げる「常時掲揚」を実施する方針を平成21年(2009年)12月に示されたとのことでしたが、その後、大阪市立高校につきましては、本年4月の始業式以降、大半が常時掲揚を始めたとのことでございます。

本市では、今日まで、本庁、消防本部など長年にわたって平日におきましても国旗を掲揚して

きておりますが、公共施設におけます国旗の掲揚につきましては、基本的に各施設ごとの判断に委ねております。

大阪市など他市の動向もございますが、本市といたしましては、公共施設への国旗掲揚につきましては、独自の判断のうえで、慎重に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきますよう、お願いいたします。

(市長答弁)

神谷議員からいただきましたご質問にご答弁申し上げます。

まず初めに、市の施設における国旗掲揚についてでございますが、国旗につきましては、いずれの国におきましても、国家の象徴として大切に扱われておりまして、自国のみならず、他の国の国旗についても、これを尊重する心を持ちますことは、国際社会におきまして、当然のことであると存じております。

一方で、国旗に対する愛着は、社会生活の中で自然と生まれ、自ずと国旗が掲揚されてまいりますことが望ましいと考えているところでございます。

公共施設への国旗掲揚につきましては、本市におけます今日までの長年にわたります国旗掲揚の経過もございますことから、慎重に対応してまいる所存でございます。

次に、教員へのバックアップ体制についてでございますが、本市では、子育てと教育を一体のものとしてとらえ、家庭、学校、地域、行政が連携し、子どもたちをはぐくんでいくことが大切であると考えております。

このため、学校の教員が、地域の信頼のもとに、子どもたちの健やかな育ちと確かな学びを保障する、質の高い教育を提供できるよう、教育委員会と緊密な連携のもと、教員への必要なバックアップ体制を整えてまいりたいと考えております。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

(再質問)

お許しを頂きまして、2回目の質問をさせていただきます。

「知育・徳育・体育」については、優先順位をつけて考えるものではないとの回答がありました。私も同感です。しかし、現場の教育を見てみると知育に対しては教科の学習があって学力テストなどで力が図れます。また、体育については、体育の時間があり体力テストなどで力が図れるのです。

けれども、学校の中で徳育ということがどれだけなされているか。道徳の時間は時間割にはあっても、学級活動などでよく潰れます。特に力を試す場面もありません。学習指導要領には「学校の教育活動全体を通じて」道徳教育をせよといったことが書いてありますが、これは裏返せば特に時間をとってやらなくてもいいといっているに等しいと私は感じてい

ます。優先順位がないのならもっと徳育に時間をとって伝えるべきですし、力をつけた子供たちの発表の場をもっと作るべきです。それで「立志式」の提案が出てくるわけです。

まず、担当者にお聞きしますが、現代の日本人は過去と比べて道德レベルが高いと感じますか。また、日本の道德教育はカリキュラムなども含めて現状のままのレベルで十分とお考えなのでしょうか。

さらに、道德教育の内容についていえば、大阪は人権教育が多すぎます。「人権」「民主」「平等」といった価値観は観念的なものですから、それだけを伝えても子供たちの情操は発達しません。河添恵子さんの指摘にあるように、義務なき権利の主張ばかりで、努力をしない人が増えるだけです。現に民間の企業でこれらを企業理念に掲げて経営をしているところなんてないはずなんです。そんな観念を追っかけていたら会社がすぐに潰れるからです。

子供たちに伝えるべきは、「～せよ」とか「～するな」といったという抽象的な道德ではなく、具体的な人物像を通じて血の通った形で理解できる道德だと私は考えます。「大きな志を持って、世のため人のために生きた偉大な先人」の話を子供たちに伝え、そんな人間になりたいと、見習わせることが本当の道德です。

ですから、今回は橋下左内を取りあげましたし、過去には山口県萩市の吉田松陰のことを学ぶ教育を議会でも紹介しています。後者に関しては、山口県教育委員会が吉田松陰を公立小中学校の授業などで取り上げるよう推奨したのに対し、教職員組合などでつくる団体から「価値観の押しつけ」などとクレームがついたというニュースを聞いたことがあります。組合が一番自分達の価値観の押し付けをしているのに、全くダブルスタンダードな苦情だと笑ったニュースでした。

ここでお聞きしますが、吹田に配置されている道德教育推進教師の先生方は、子供たちにモデルになるような歴史上の偉人の話をしっかり覚え、子供たちに伝えてくださっていますか。

また、かねてから議会で提案している偉人伝の道德副読本の作成は進んでいるのでしょうか。

お答え下さい。

(教育総括監答弁)

学校教育部に頂きました、再度のご質問にお答え致します。

まず、道德レベルについてですが、時代背景等も異なる中で、一概に、過去と現代の日本人の道德レベルについて語ることには、難しさもありますが、「無縁社会」という言葉に象徴される、人と人との関係が希薄となりつつある現代社会の一面は、生活様式の急激な変化や目先の利便性を追求する社会的風潮ともあいまって、世の中全体の規範意識を低下させていると感じております。

かつてないスピードで、時代が、変転し続ける中で、日本の道德教育も、常に現状のままが良いというものではありません。いつの時代にあっても、大切にしなければならないことを、子どもたち

にはしっかりと伝え、新たな課題に直面した時に、いかに正しい道徳的判断と実践力を持って乗りきる資質を育てるか、目の前の子どもの実態や世の中の状況、変化を見据えて、全小中学校で、毎年、道徳教育の全体計画と年間指導計画を策定し、毎日、実践する中で進めて参りたいと考えております。重点的に指導すべき事項や活用する資料は不易もあれば、変わりうるものも有ると認識しております。

道徳教育推進教師につきましては、定期的に研修会をもち、教材の開発研究に努めており、子どもの心に響く読み物資料の中で、歴史上の人物についても取り上げ、授業展開をしているところです。

道徳の副読本につきましては、本年度、編集委員会を組織し、改訂作業に入るところです。取り扱う資料については、学習指導要領に示される発達段階ごとの内容項目に従い、現在、協議を続けておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。